

◆ 両立支援等助成金の概要

コース	主な受給要件	支給額
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(子育てパパ支援助成金) 出生時両立支援コース</p>	<p>【第1種】(中小企業のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の措置を複数実施すること ・ 男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上の育児休業を取得すること ・ 育児休業取得者の業務を代替する労働者を新規雇用(派遣を含む)した場合、加算して支給(代替要員加算) <p>【第2種】(中小企業のみ)</p> <p>第1種助成金を受給した事業主が、男性労働者の育児休業取得率を3年以内に30%以上上昇させた場合</p>	<p>〈第1種〉 20万円 代替要員加算：20万円(代替要員が3人以上の場合45万円)</p> <p>〈第2種〉 育児休業取得率が30%以上上昇したのが、第1種の支給を受けてから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以内：60万円 ・ 2年以内：40万円 ・ 3年以内：20万円 <p>第1種・第2種とも1事業主につき1回限り</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">介護離職防止支援コース</p>	<p>① 介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主</p> <p>② 仕事と介護との両立に資する制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主</p> <p>③ 新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した労働者が生じた中小企業事業主</p>	<p>① 休業取得時 30万円 職場復帰時 30万円</p> <p>② 30万円</p> <p>①②それぞれにつき、1企業あたり1年度5人まで</p> <p>③ 労働者1人当たり 5日以上10日未満 20万円 10日以上 35万円 上記2つを合わせて、1企業あたり1年度5人まで</p>

コース	主な受給要件	支給額
<p style="text-align: center;">育児休業等支援コース</p>	<p>育児休業の円滑な取得、職場復帰のために以下の取組を行った事業主（①～④は中小企業事業主）</p> <p>① 育児取得時 ② 職場復帰時</p> <p>①②とも、「育児復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ場合</p> <p>③ 業務代替支援：育児休業取得者の業務を他の労働者が代替し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた場合</p> <p>④ 職場復帰後支援：育児休業取得者の育児休業から復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者の支援に取り組んだ場合</p> <p>⑤ 新型コロナウイルス感染症対応特別：新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者に特別休業を取得させた場合</p>	<p>① 育児取得時 30万円 ② 職場復帰時 30万円（無期雇用者・有期雇用者各1回） ③ 新規雇用：50万円 手当支給等：10万円</p> <p>・上記2つとも、育児取得者が有期雇用労働者の場合、10万円を加算 ・1企業あたり、上記2つあわせて1年度10人まで支給（最初の支給から5年間に限る）</p> <p>④ 制度導入時：30万円 （子の看護休暇制度、保育サービス費用補助制度のいずれかにつき1事業主1回限り） 制度利用時：子の看護休暇制度は、取得した休暇時間数に1,000円を乗じた額／保育サービス費用補助制度は、事業主が負担した費用の2/3</p> <p>⑤ 対象労働者1人当たり10万円、1企業当たり10人まで</p>
<p style="text-align: center;">事業所内保育施設コース※</p>	<p>事業所内保育施設を設置・増築・運営すること</p>	<p>事業所内保育施設を設置・増築・運営すること</p> <p>① 設置費用の2/3（中小企業以外1/3） 上限2,300万円（中小企業以外1,500万円）</p> <p>② 運営費用（1～5年目） 年間の1日平均保育乳幼児1人当たり年額45万円（中小企業以外34万円） 上限1,800万円（中小企業以外1,360万円）</p> <p>③ 増築または建替え費用の1/2（中小企業以外1/3） 増築時上限1,150万円（中小企業以外750万円） 建替え時上限2,300万円（中小企業以外1,500万円）</p>

コース	主な受給要件	支給額
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者に有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の 6割 以上が支払われるものに限る）を取得させた事業主	対象労働者1人につき、取得した有給休暇の延べ日数が合計20日以上の場合に20万円を支給（1事業所当たり5人まで） 対象期間：2023年9月30日まで
不妊治療両立支援コース	不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、①～⑥の休暇制度や両立支援制度のいずれかを労働者に利用させた中小企業事業主	環境整備・休暇の取得等：30万円（1回限り） 長期休暇の加算：30万円（連続20日以上休暇を取得させ、原職復帰後3か月以上継続勤務させた場合・1回限り）

※ 2016年度以降は新規受付を停止し、内閣府が所管する企業主導型保育事業による助成に移行。